

安全取扱部会からの意見  
審査ガイドに対する意見

番号	ページ	該当箇所	意見
1	3ページ、最終行 4ページ、12行 11ページ、6行	「一般公衆が、線量限度を超えて被ばくすることがないように…」	ICRPは公衆の線量限度を1mSv/年と定めている。解説の表現だと一般公衆の線量限度が法にあるような誤解を生むと思います。国民一人ひとりを縛る線量限度の定めはなく、場の線量限度を使用者に課すことで、結果として一般公衆が守られるということではないでしょうか。病室等に存する一般公衆の線量限度も同様で、RI規制法では患者ではなく場の線量限度を規定していると思います。一方、医療法では病室等の患者の線量限度(1.3mSv/3月以下)と定めています。ただし、病室にいる患者の線量限度には自身の医療による被ばくは含めないで、患者は一般公衆と見なすことができます。例えば「一般公衆が場所の線量限度を超えて被ばくすることのないように」「場の線量限度を超えることのないように」などはいかがでしょうか。
2	p8、18行目 p14、17行目 p18、下から7行目 p23、17行目	「又は他の放射線施設の常時立入場所において外部放射線に被ばくするおそれがある」	“人が常時立ち入る場所にかかる複合評価”における「又は他の放射線施設の常時立入場所において外部放射線に被ばくするおそれがある」とはどういう状況を想定しているのか不明である。もし、ある者が1週間の間に複数の施設で作業する場合の被ばくの評価を意図しているのであれば、現在各施設において40時間の作業時間を想定していることと矛盾する。
3	p9、13行目 p14、下から3行目 p20、11行目 p24、下から11行目 p28、7行目		現在、管理区域境界と事業所境界および事業所内の人が居住する区域については、外部放射線、排気、排水のそれぞれで限度値に対して1を超えていなければ良く、合算は求められていない。これは外部被ばくをする場所、排気口、排水口はそれぞれ離れているからであり、合理的な考えである。従って、“工場又は事業所の境界等に係る複合評価”は不要である。ただし排気を工場又は事業所の境界等で評価する場合は別であり、現在でも複合評価をしている。
4	15ページ、5～6行		密封されていない放射性同位元素に加えて、運転を停止中の放射線発生装置における要求事項が書かれているが、放射線発生装置の運転中のことが抜け落ちている。  ※意見に対する意見 →施行規則第14条の11 四のロにおいて 発生装置の運転中は、インターロックにより立ち入り制限されている期間については排気設備の評価が除かれています。 つまり、運転中は排気を停止することが多いです。規制庁案のままで良いかと思えます。
5	17ページ、19行	(2)①ロ 「負荷への接続状況」	排風機に係わる負荷への接続状況の「負荷への接続状況」は何を要求されているのでしょうか。
6	17ページ	(2)④ 排気口 『排気口から放出された排気が大気中に正常に拡散されるものであること及び隣接する建物等の吸気口に近接するものではないことが示されている』	コメントされていることは理解するが、現在の申請で求められている項目は排気口の高さと隣接する建物の関係ではないかと理解している。排気濃度評価で十分ではないか。
7	18ページ	『排気設備は排気されるものの温度、圧力に耐え…』	排気設備の構造及び材料の記述になりますが、法令の要件は漏れにくい構造とし、かつ、腐食しにくい材料をとっている。新規設備は別としてここまでを想定している施設は少ないと考えられる。※22ページ排水も同じ
8	23ページ	(6)③ インターロックに関する記述	第2章第7節にインターロックが基準として示されるので、そちらに統一した方が読みやすいのではないかと。
9	P24	(6)③ロ 「インターロックの機能として、発生装置使用室において室内の空気中の放射性同位元素の濃度に連動して、入室できない機能を有する事が示されていること」	実的とは思いますが、法令や施行規則では確認できませんでした。法令に求められない事は、削除すべきかと思えます。
10	27ページ、24行		排水浄化槽は一般の家庭用地下埋め込み式を流用しているケースが多く見受けられる。RI規制法では上置きが求められるのでベルトなどで簡易に固定しているが、耐震性に安全性に疑問を感じる。浄化槽の構造よりも設置状の基準を定めた方が良いのではないのでしょうか。
11	31ページ	別記2	動物に放射性同位元素を投与したときの飛散率が示された方が良い。できたら、飛散率1ではなく、専用フード内であれば0.01、それ以外のとき0.1
12	p31、1行目		①「空気中に移行する比率」においてグローブボックスを用いた合理的な値も示すべきである。グローブボックスでは逆流はないため、空気中への飛散率はゼロである(実測は極めて困難であるが、例えば「ポリ袋に密封」してあれば飛散率はゼロと考えるのと同様、自明である)。現在はフードの逆流率しか定義されていないが、合理的な値が認められるべきである。 なお、①、②の表現は科学的意図が分かりにくい。下記のように表現してはどうか。 ① 評価に係る核種が空気中・排気中に移行する比率(飛散率) 気体:1 液体・固体:10-2 ② 評価に係る核種が空気中に移行したのち室内に拡散する比率(逆流率) フード内でのみ取り扱うとき:10-1 グローブボックス内でのみ取り扱うとき:0 上記以外のとき:1

検査ガイドに対する意見

	ページ	該当箇所	意見
1 3	ページ8、10	(1) 選任主任者が複数の事業所等において併任していないことを確認する。	立入検査で行う事柄ではなく、選任届が原子力規制庁に出された際に規制庁側で確認をする事項ではないか。 届出の際には、免状の番号と氏名が必要であるので規制庁側のデータで容易に確認が可能であると考え。 一方、被規制側では、当人への聞き取りしか確認の方法がない。
1 4	ページ10	(2) 使用者等が最初に主任者を選任した時	選任届に記載された最初の主任者の「選任年月日」と「運び入れ、設置、開始年月日」を確認するほか、帳簿の記載内容なども参考にするとある。 多くの施設では放射性同位元素の使用を開始してから5年以上経過しており、確認に必要な帳簿がすでに廃棄されている事業所もあると考えられる。 帳簿の保管は最低5年と指針が出ている。
1 5	p11、下から10行目		今回の法令改正のポイントの一つである“許可届出使用者等の責務(法第38条の4)”の観点より、検査を行う視点を定めるべきである。すなわち、放射線障害防止に係る活動の促進、事故の再発防止への取り組みおよび放射線障害防止のための一層の向上については、使用者等が主導的に行うべきであり、主任者はこれらの活動が不十分と感じた時に使用者等に指示・促しを行う立場にある。従って、検査の視点は使用者等の活動状況が不十分な時に主任者がそれを指摘しているかどうかであり、仮に活動状況に問題がなければ主任者がそれを主導していなくても構わないとすべきである。